

JR 山陰本線（園部～綾部）沿線地域公共交通活性化協議会（第17回）
書面決議（令和4年4月13日）

〈協議事項〉

- 1 協議会規約の改正について
- 2 事務処理規程の改正について
- 3 協議会規約による会長の職務代理者の指名等の改正について

〈協議資料〉

別添のとおり

JR 山陰本線(園部～綾部)沿線地域公共交通活性化協議会規約の改正（案） 新旧対照表

改正案	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 JR 山陰本線(園部～綾部)沿線地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、西日本旅客鉄道株式会社（園部駅から綾部駅まで）の沿線に係る<u>法第5条第1項に定める計画</u>（以下「<u>計画</u>」という。）の作成及び実施に関する協議を行うために設置する。</p> <p>(事業)</p> <p>第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。</p> <p>(1)<u>計画</u>の策定及び変更に関する協議に関すること。</p> <p>(2)<u>計画</u>の実施に関する協議に関すること。</p> <p>(3)<u>計画</u>に位置付けられた事業の実施に関すること。</p> <p>(4)前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な調査、分析その他の事業に関すること。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 JR 山陰本線(園部～綾部)沿線地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、西日本旅客鉄道株式会社（園部駅から綾部駅まで）の沿線に係る<u>地域公共交通網形成計画</u>（以下「<u>網形成計画</u>」という。）の作成及び実施に関する協議を行うために設置する。</p> <p>(事業)</p> <p>第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。</p> <p>(1)<u>網形成計画</u>の策定及び変更に関する協議に関すること。</p> <p>(2)<u>網形成計画</u>の実施に関する協議に関すること。</p> <p>(3)<u>網形成計画</u>に位置付けられた事業の実施に関すること。</p> <p>(4)前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な調査、分析その他の事業に関すること。</p>

JR 山陰本線(園部～綾部)沿線地域公共交通活性化協議会規約の改正 (案) 新旧対照表

<p>(事務局)</p> <p>第8条 協議会の事務局は、京都府建設交通部交通政策課、綾部市市民環境部市民協働課、南丹市地域振興部地域振興課及び京丹波町<u>企画情報</u>課により構成する。</p> <p>2 事務局長は、京都府建設交通部交通政策課長をもって充てる。</p> <p><u>附 則</u> <u>この規程は、令和4年 月 日から施行する。</u></p>	<p>(事務局)</p> <p>第8条 協議会の事務局は、京都府建設交通部交通政策課、綾部市市民環境部市民協働課、南丹市地域振興部地域振興課及び京丹波町<u>にぎわい創生</u>課により構成する。</p> <p>2 事務局長は、京都府建設交通部交通政策課長をもって充てる。</p> <p>_____</p> <p>_____</p>
---	--

事務処理規程の改正（案） 新旧対照表

改正案	改正前
<p>(事務処理体制)</p> <p>第3条 協議会に係る事務処理は、事務局長が総括し、事務局員が行う。</p> <p>2 事務局長は、京都府建設交通部交通政策課長をもって充てる。</p> <p>3 事務局員は、京都府建設交通部交通政策課の職員、綾部市市民環境部市民協働課の職員、南丹市地域振興部地域振興課の職員及び京丹波町<u>企画情報</u>課の職員をもって充てる。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、令和4年 月 日から施行する。</u></p>	<p>(事務処理体制)</p> <p>第3条 協議会に係る事務処理は、事務局長が総括し、事務局員が行う。</p> <p>2 事務局長は、京都府建設交通部交通政策課長をもって充てる。</p> <p>3 事務局員は、京都府建設交通部交通政策課の職員、綾部市市民環境部市民協働課の職員、南丹市地域振興部地域振興課の職員及び京丹波町<u>にぎわい創生</u>課の職員をもって充てる。</p> <p>_____</p> <p>_____</p>

JR 山陰本線(園部～綾部)沿線地域公共交通活性化協議会規約

平成28年4月14日制定

(目的)

第1条 JR 山陰本線(園部～綾部)沿線地域公共交通活性化協議会(以下「協議会」という。)は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により、西日本旅客鉄道株式会社(園部駅から綾部駅まで)の沿線に係る法第5条第1項に定める計画(以下「計画」という。)の作成及び実施に関する協議を行うために設置する。

(事業)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 計画の策定及び変更に関する協議に関すること。
- (2) 計画の実施に関する協議に関すること。
- (3) 計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な調査、分析その他の事業に関すること。

(組織及び委員等)

第3条 協議会は、別表1に掲げる者(以下「委員」という。)により構成する。

- 2 協議会は、前項の委員以外の者又は団体にオブザーバーとして参画を求めることができる。

(会長)

第4条 協議会には会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は協議会の会務を総理する。
- 3 会長に事故のあるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議（以下「会議」という。）は会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 委員が会議に出席できないときは、委員の所属する組織の中から代理者を出席させることができる。
- 3 会議は、委員及び代理者の半数以上の出席がなければ、これを開くことができない。
- 4 会議の議決方法は、原則として全会一致とするが、成立しない場合は多数決とする。
- 5 協議会は、必要があると認めるときは、委員及びオブザーバー以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を求め、意見を聞くことができる。

(幹事会)

第6条 協議会に提案する事項について、協議又は調整をするため、必要に応じて幹事会を設置することができる。

- 2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(部会)

第7条 第2条各号に掲げる業務について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じて部会を設置することができる。

- 2 部会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、京都府建設交通部交通政策課、綾部市市民環境部市民協働課、南丹市地域振興部地域振興課及び京丹波町企画情報課により構成する。

- 2 事務局長は、京都府建設交通部交通政策課長をもって充てる。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な細則は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成28年4月14日から施行する。

附 則

この規約は、平成28年8月16日から施行する。

附 則

この規約は、平成30年9月11日から施行する。

附 則

この規約は、令和元年5月31日から施行する。

附 則

この規約は、令和4年 月 日から施行する。

「JR山陰本線（園部～綾部）沿線地域公共交通活性化協議会」事務処理規程

平成28年4月14日制定

（目的）

第1条 この規程は、JR山陰本線（園部～綾部）沿線地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）における事務の取扱いについて必要な事項を定め、事務処理を適正かつ能率的に行うことを目的とする。

（事務処理の原則）

第2条 協議会の事務処理に当たっては、迅速、正確を期し、かつ、機密保持を重んずるとともに、関係者間の連絡に遺漏のないように努め、責任の所在を明らかにすることとする。

（事務処理体制）

第3条 協議会に係る事務処理は、事務局長が総括し、事務局員が行う。
2 事務局長は、京都府建設交通部交通政策課長をもって充てる。
3 事務局員は、京都府建設交通部交通政策課の職員、綾部市市民環境部市民協働課の職員、南丹市地域振興部地域振興課の職員及び京丹波町[企画情報課](#)の職員をもって充てる。

（専決事項）

第4条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項については、この限りでない。
(1) 事務局の運営に関すること。
(2) 物品の購入その他協議会運営に必要な契約の締結に関すること。
(3) 国及び地方公共団体からの補助金に係る事務に関すること。
(4) 物品及び現金の出納に関すること。
(5) 前各号に掲げるもののほか、軽易な事項に関すること。

（雑則）

第5条 JR山陰本線（園部～綾部）沿線地域公共交通活性化協議会規約及びこの規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成28年4月14日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年5月31日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年 月 日から施行する。

○JR山陰本線(園部～綾部)沿線地域公共交通活性化協議会規約による会長の職務代理者の指名

令和元年5月31日

JR山陰本線(園部～綾部)沿線地域公共交通活性化協議会規約(平成28年4月14日)第4条第3項の規定により、会長は職務代理者を次のとおり指名する。

職務代理者 第1順位 京都府建設交通部交通政策課長
第2順位 綾部市市民環境部市民協働課長
第3順位 南丹市地域振興部地域振興課長

○「JR山陰本線(園部～綾部)沿線地域公共交通活性化協議会」監査実施規程による監査員及び監査責任者の指名

令和4年__月__日

「JR山陰本線(園部～綾部)沿線地域公共交通活性化協議会」監査実施規程(平成28年4月14日)第2条の規定により、会長は監査員及び監査責任者を次のとおり指名する。

監査員 西日本ジェイアールバス株式会社バス事業部計画部長
京阪京都交通株式会社管理部企画課長※
京丹波町企画情報課長
監査責任者 京丹波町企画情報課長
※2事業者を交互に指名する。

○「JR山陰本線(園部～綾部)沿線地域公共交通活性化協議会」財務規程による協議会出納員の委任

平成28年4月14日

「JR山陰本線(園部～綾部)沿線地域公共交通活性化協議会」財務規程(平成28年4月14日)第8条の規定により、会長は協議会事務局長に協議会出納員を委任する。

協議会出納員 協議会事務局長